

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで

昭和 37 年ごろ、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、それ以降、すべて国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が免除とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号（夫婦連番）の後の番号の任意加入者の加入時期から、申立人夫婦が昭和 37 年 1 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できるところ、申立人夫婦は、「申立期間当時は経済状態に問題は無かった上、免除制度があること自体知らなかった。」と主張しており、国民年金の加入手続を行った直後の期間が申請免除とされているのは不自然である。

また、申立人夫婦は、申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、夫婦共に納付意識が高かったものと認められる。

さらに、申立人夫婦は、「国民年金保険料は、12、3 戸の隣組の組長の集金により納付していた。」と主張しているところ、申立期間当時、申立人夫婦の居住する市において、納税組合により税金、国民年金保険料等を集金していたことが確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで

昭和 37 年ごろ、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、それ以降、すべて国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が免除とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号（夫婦連番）の後の番号の任意加入者の加入時期から、申立人夫婦が昭和 37 年 1 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できるところ、申立人夫婦は、「申立期間当時は経済状態に問題は無かった上、免除制度があること自体知らなかった。」と主張しており、国民年金の加入手続を行った直後の期間が申請免除とされているのは不自然である。

また、申立人夫婦は、申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、夫婦共に納付意識が高かったものと認められる。

さらに、申立人夫婦は、「国民年金保険料は、12、3 戸の隣組の組長の集金により納付していた。」と主張しているところ、申立期間当時、申立人夫婦の居住する市において、納税組合により税金、国民年金保険料等を集金していたことが確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年10月から40年3月まで

20歳の時は、姉が経営する美容室で働いており、私の国民年金については、姉が加入手続きをしてくれ、国民年金保険料についても姉が、母の分と一緒に納付してくれていた。昭和39年10月に私が20歳になった時の分から、47年2月に私が結婚した時の分まで、遡及納付を含め、姉がすべて納付してくれたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の発行日が昭和40年11月22日であることから、申立人は、このころ国民年金の加入手続きを行ったことが確認できるとともに、同手帳により、申立人が20歳になった39年10月までさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立期間については、加入手続きの時点において過年度納付することが可能である上、同手帳により、申立人が41年1月14日に、昭和40年度の国民年金保険料を一括納付していることが確認でき、「遡及納付を含め、姉がすべて納付してくれた。」との申立内容には信憑性が認められる。

また、申立人及びその母親の国民年金保険料を納付していたとするその姉は、申立期間当時は国民年金の強制被保険者ではなかったため、未加入であったものの、その母親について、国民年金制度発足当初の昭和36年4月に10年年金に加入し、46年3月までの保険料を完納しており、さらに、申立人である妹が結婚し、その保険料負担が無くなった後の48年6月に国民年金に任意加入して保険料の納付を開始するとともに、その後は国民年金基金

加入を含め保険料をすべて納付し、60 歳以降も任意加入して保険料を納付するなど、年金制度をよく理解し、納付意識が高かったと認められることから、申立人の申立期間について、保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から46年3月までの期間及び48年12月から49年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月から46年3月まで
② 昭和48年12月から49年11月まで

私の国民年金保険料については、申立期間①及び②共に、母に現金を渡しており、母が集金人に納付していた。当時は納付が1か月でも遅れるとうるさく催促に来たと聞いており、未納は無いはずである。

なお、申立期間②については、社会保険庁の記録では未加入とされているが、年金手帳の「被保険者となった日」の欄に「昭和48年12月30日」と記載されており、未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人が昭和46年1月ごろに国民年金の加入を行ったことが確認できるとともに、社会保険事務所の特許台帳（マイクロフィルム）により、申立人が20歳になった45年8月までさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、加入手続の時点において、申立期間①の国民年金保険料については現年度納付となることから、納付組織による納付が可能である。

また、申立期間②については、社会保険庁の記録では未加入とされているが、申立人が所持する年金手帳の「被保険者となった日」の欄に「昭和48年12月30日」と記載され、処理をした市の押印が確認できるとともに、同市の国民年金被保険者名簿においても、資格取得年月日を48年12月30日と記載した後に49年12月30日に訂正されているなど、当時の行政側の事務処理に不手際が認められることから、申立人は、申立期間②当時において

国民年金の被保険者であり、未加入ではなかったものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたとするその母親は、夫と共に国民年金制度発足当初に国民年金に加入後、昭和 39 年度及び 40 年度の納付免除期間を除き、60 歳に至るまでの保険料を夫と共にすべて納付しており、納付意識は高かったと認められる上、申立期間①及び②当時、申立人が居住する市において納付組織による保険料の集金が行われていたことが確認でき、申立期間①及び②について、同居の両親の保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A工業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和32年10月1日)及び資格取得日(34年2月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年10月1日から34年2月1日まで

A工業所に昭和30年10月から35年10月まで事務員として、長女を出産するまでの5年間勤めたが、平成20年に通知された「ねんきん特別便」を見て申立期間が空白となっていることが分かった。勤めた5年間は同じ給料袋が使われ、給料明細書によると、厚生年金保険料その他が毎月給料から差し引かれていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A工業所において昭和30年10月11日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、32年10月1日に資格を喪失後、34年2月1日に同工業所において再度資格を取得しており、32年10月から34年1月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間については、A工業所が得意先を呼んで開催した招待会での写真及び元同僚の証言により、申立人が同工業所において、業務内容及び勤務形態の変更も無く継続して勤務したことが推認できる上、当該複数の元同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。また、当時、同工業所で営業を担当していた同工業所常務の妻は、「申立人の姉さんが結婚により昭和30年9月で退職後、常勤の事

務員として5年間働いたことは間違いない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA工業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業しており、当時の代表者も死亡しているため確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年10月から34年1月までの納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から32年1月1日まで

ねんきん特別便の記録に記載されていなかったA社の加入記録について照会したところ、脱退手当金が支給されている旨の説明を受けた。退職後に、脱退手当金を請求したこともなければ、受給した記憶も無い。まして、支給されたとする時期は長男を出産し実家で療養していたので、受給できる状況ではなかった。脱退手当金の支給済み記録を取り消し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年2か月後の昭和33年3月19日に支給決定が行われていることから、A社の事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行ったとは考え難い。

また、申立人は、A社退職後の昭和32年4月24日に婚姻し、改姓しているが、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険記号番号払出簿及び被保険者台帳では、氏名変更処理が行われておらず、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格喪失日に係る記録を平成15年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年2月28日から同年3月1日まで

A病院には、平成14年4月1日から15年2月28日まで勤務し、15年2月分の給与から同月分の厚生年金保険料が控除されていた。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与支給明細書及びA病院から提出された社員名簿、雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）により、申立人は、平成15年2月28日まで当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額及び平成15年1月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「社会保険事務所に提出した申立人に係る被保険者資格の喪失届を、平成15年3月1日と記入すべきところ、同年2月28日と誤記してしまった。」と説明していることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る15年2月の保険料の納付の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年11月までの期間、52年11月から53年7月までの期間、54年4月から57年2月までの期間、61年2月から同年4月までの期間及び63年3月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から同年11月まで
② 昭和52年11月から53年7月まで
③ 昭和54年4月から57年2月まで
④ 昭和61年2月から同年4月まで
⑤ 昭和63年3月から同年6月まで

平成2年7月ごろ、A市役所で国民年金加入手続を行った際、同市の女性職員から、「未納となっている期間の国民年金保険料を納めないと、将来年金がもらえなくなる。その金額は30万円ぐらいだ。」と言われ、その後しばらくしてから一括で納めた記憶がある。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳により、申立人は、平成2年7月に国民年金の加入手続を行い、昭和49年10月21日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得したことが確認でき、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、昭和63年7月から同年9月までの期間及び平成元年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を、2年9月14日に過年度納付していることが確認できるものの、この時点において、申立期間①、②、③、④及び⑤の保険料については時効であるため、制度上納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したとする当時の状況についての記憶が曖昧である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関

連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から平成 3 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から平成 3 年 12 月まで

私は、昭和 45 年 4 月の結婚を契機に、それまで私の国民年金保険料を納付してくれていた亡父に代わり、自分で保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料については、納付期限に間に合わないことも時々あったが、郵送されてきた納付書で必ず納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当初、「自分でもらうものは自分で納付した。」としていたが、その妻の、「夫の保険料は、自分が工面して納付していた。」とする証言を受け、「自分は、年金のことは全く記憶が無い。妻が全部やっていた。」と、主張を変更している。

また、その妻も、当初、申立期間の国民年金保険料について、「平成 13 年にまとめて納めた。」としていたが、その後、「国民健康保険税と合わせて、平成 8 年 6 月 10 日にまとめて納付した。」と、主張を変更し、さらに、口頭意見陳述において、「申立期間の国民年金保険料は、納付期限に間に合わないことも時々あったが、郵送されてきた納付書で、そのつど金融機関窓口で納めていた。平成 8 年 6 月 10 日に納めたのは税金と国民健康保険税で、国民年金保険料は納めていない。」と、再度、主張を変更しているなど、申立期間の保険料の納付時期や納付方法について、申立人及びその妻の記憶は曖昧である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年10月まで

私は、年金制度がスタートした昭和36年当時からの加入者と同じぐらの年金をもらいたいと思い、46年11月に国民年金に任意加入した。同じころA市役所窓口で、任意加入していなかった期間の保険料も、10年さかのぼって納めることができると聞き、申立期間の保険料を一括して納めたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年11月ごろ、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが、昭和46年11月30日になっていること及び申立人の所持する年金手帳の記載により、申立人は、46年11月22日を加入年月日として初めて国民年金の任意加入手続を行ったことが確認でき、任意加入被保険者の資格は、制度上さかのぼって取得することはできない上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が、国民年金の任意加入手続を行った昭和46年11月は、当時、第一回目の特例納付の実施期間中であったものの、申立期間は任意未加入期間であるため、制度上特例納付はできないことから、A市役所が、申立人に対し、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納めることができると指導したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「A市役所窓口で一括納付した。」と主張しているが、同市役所は、「過年度保険料の納付は受け付けておらず、現年度保険料のみを収納していた。」としている上、

申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

昭和 37 年 11 月に婚姻届を提出したが、そのころに夫婦二人分の国民年金の加入手続も行い、過去の未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付するとともに、その後は地区の係が集金に来る都度、私たち夫婦と母の三人分の保険料を納付していた。母の分が完納となっているにもかかわらず、私たち夫婦が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和 37 年 11 月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号（夫婦連番）の前後の任意加入者の加入時期から、申立人夫婦は 41 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）及び申立人夫婦が所持する国民年金手帳により、夫婦共に 41 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を新規に取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人夫婦は、国民年金の加入手続後に、過去の未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人夫婦が、昭和 41 年 4 月から同年 12 月までの保険料を 42 年 1 月 24 日にまとめて納付していることが確認できることから、申立人夫婦は、同期間の納付を申立期間の納付と混同していることが考えられる。

さらに、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行った昭和 41 年 4 月の時点において、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 12 月までの国民年金保

険料については、時効により納付することができない上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

昭和 37 年 11 月に婚姻届を提出したが、そのころに夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続も行い、過去の未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付するとともに、その後は地区の係が集金に来る都度、私たち夫婦と義母の三人分の保険料を夫が納付していた。義母の分が完納となっているにもかかわらず、私たち夫婦が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和 37 年 11 月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号（夫婦連番）の前後の任意加入者の加入時期から、申立人夫婦は 41 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）及び申立人夫婦が所持する国民年金手帳により、夫婦共に 41 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を新規に取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人夫婦は、国民年金の加入手続後に、過去の未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人夫婦が、昭和 41 年 4 月から同年 12 月までの保険料を 42 年 1 月 24 日にまとめて納付していることが確認できることから、申立人夫婦は、同期間の納付を申立期間の納付と混同していることが考えられる。

さらに、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行った昭和 41 年 4 月の時点において、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 12 月までの国民年金保

険料については、時効により納付することができない上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 48 年 3 月まで

昭和 45 年の秋ごろ、役場の職員が自宅に国民年金加入の勧誘に来て、夫婦一緒に加入した。申立期間のうち、43 年 4 月から 45 年 6 月までの国民年金保険料については、加入手続後に郵送されてきた納付書により、郵便局で 8,000 円ぐらいを納付した記憶があり、未納とされているのは納得できない。

また、申立期間のうち、昭和 45 年 7 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、時期は覚えていないが、夫が夫婦二人分を納付したはずであり、私の分だけが免除のままとされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年の秋ごろに夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号（夫婦連番）の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は 47 年 6 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、このことは、申立人及びその夫が所持する国民年金手帳の発行日が共に 47 年 6 月 28 日となっていることとも符合する。

また、申立期間の国民年金保険料について、申立人の夫は、特例納付、過年度納付及び追納によりすべて納付済みとなっているが、夫は、昭和 43 年度が 35 歳到達年度であり、昭和 47 年 6 月の加入時点において、さかのぼって保険料を納付しなければ年金受給権を確保できない者であったことから、受給権確保に必要な期間を計算した上で、43 年 4 月までさかのぼって保険料を納付したことが推認できる一方、申立人については、加入時点において、さかのぼって保険料を納付しなければ年金受給権を確保できない者ではなく、夫とは事情が異なる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 45 年 6 月までの国民年金保険料について、8,000 円ぐらゐを納付した記憶があるとしているが、実際に同期間について納付した場合に必要な金額と異なる上、納付済みとなっている昭和 48 年度の保険料額とおおむね一致することから、当該期間の納付と混同している可能性を否定できない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、A社で働いていたときの厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 48 年 7 月 1 日となっている。実際は 44 年 2 月 1 日から正社員として働いているので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、A社に昭和 44 年 2 月 1 日から 54 年 9 月 8 日まで勤務していたことが確認できるものの、当時の複数の同僚からは、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる証言が得られない。

また、事業主が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（副本）」により、申立人は、昭和 48 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、同日以前の期間についても、昭和 47 年 5 月 24 日付けの「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定確認通知書（副本）」には、申立人の氏名が無い上、社会保険事務所の保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人が 48 年 7 月 1 日に取得した整理番号より前の番号に欠番が無く、申立人の氏名は無いことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者でなかったことが推認できる。

さらに、申立人は、B市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録により、昭和 36 年から国民年金に加入し、申立期間についても国民年金保険料を納付していることが確認でき、厚生年金保険の被保険者でありながら、国民年金保険料を納付し続けることは考え難い。

加えて、当該事業所は、当時の関係書類（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄している上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで
昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月までの 4 年間、A 協会 B 局 C 支局に勤務した。この期間は、報道取材の補助事務をしていて、年間を通して午後 4 時から 11 時までの勤務であったが、厚生年金保険の記録が空白になっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元上司及び複数の元同僚の証言により、申立期間当時、申立人が学生アルバイトとして、A 協会 B 局 C 支局に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 協会労務・人事室は、「当時、労働契約の違いによって、厚生年金保険に加入する者としめない者があった。申立人の在籍記録が無いとため勤務形態は不明である。」と回答している上、複数の元同僚は、「申立人は昼間部の学生アルバイトだった。アルバイトは厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言していることから、当時、当該事業所においては、昼間部の学生アルバイトは、厚生年金保険に加入していなかったことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間及びその前後において健康保険の整理番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は無い。

さらに、当該事業所は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄しており、このほか、申立期間において、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から同年12月1日まで
② 昭和24年12月2日から27年1月1日まで
③ 昭和27年1月28日から同年8月1日まで
④ 昭和27年8月1日から29年2月1日まで
⑤ 昭和29年3月1日から31年6月1日まで

申立期間①については、A市B町で文具の卸・小売りを行っていた「C商店」に勤務した。

申立期間②については、D省E局F部に常備人夫として雇用され勤務した。

申立期間③については、D省E局G所に常備人夫として雇用され勤務した。

申立期間④及び⑤については、H社E局I部に臨時職員として勤務した。

申立期間①、②、③、④及び⑤について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務したとする「C商店」は、社会保険庁の記録からは、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立期間当時、A市B町に有限会社C商店という事業所があったことが商業法人登記簿により確認できるものの、当該事業所は既に解散し、関係者の所在は不明である上、当時を知る同町内で事業を営んでいる商店及び寺院等からも「C商店」に関する有力な証言は得られない。

さらに、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②、③、④及び⑤について、J社から提出された在職履歴証明書

により、申立人は、申立期間②についてはD省E局（現在は、J社）F部に常傭人夫として、申立期間③についてはD省E局G所に常傭人夫として、申立期間④及び⑤についてはH社E局I部に臨時作業員として勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録からは、当該期間において、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない。なお、申立期間④と申立期間⑤の間の昭和29年2月1日から同年3月1日までの1か月について、H社E局I部は厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人ひとりのみが、この間、厚生年金保険の被保険者であることを確認できるが、このことについて当該事業所は、「どうして記録があるのか理由は全く分からない。」と回答している。

また、申立人は、当該期間を通して2か月間の雇用契約を更新し続けたとしているところ、申立人と同時期に入局し同様に定時制高校に通っていた元同僚は、「臨時職員扱いだったので、厚生年金保険にも共済組合にも加入できなかった。」と証言しているほか、複数の元同僚は、「入局当初は臨時職員扱いで年金は未加入であったが、試験を受けて正規職員になって、初めて共済組合に加入した。」と証言していることから、当該事業所は、非正規職員（常傭人夫、臨時職員）に対する厚生年金保険加入の取扱いはなかったものと推認できる。

さらに、当該事業所は、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄している上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④及び⑤の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 6 日から 12 年 12 月 1 日まで

A社に平成 10 年 1 月から 12 年 11 月まで継続し勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の厚生年金保険の加入記録は、11 年 4 月 6 日までとなっている。同年 4 月以降も給与からは厚生年金保険料が控除されていた記憶があるし、平成 11 年分の給与所得の源泉徴収票には、社会保険料等の控除額が 29 万 9,811 円と記載されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によれば、申立人は、平成 9 年 11 月 27 日から 12 年 11 月 30 日までA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、当該事業所は、平成 11 年 4 月 6 日に適用事業所を全喪しており、申立人は同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、全喪時において申立人のほかに 4 名の者が被保険者資格を喪失しているが、そのうち事業主及びその家族の 3 名は所在不明であり、残りの 1 名は申立人のことも当時の厚生年金保険のことも全く分からないとしており、申立期間に係る関係者からの有力な証言を得ることはできない。

また、申立人が所持する平成 11 年分の給与所得の源泉徴収票には、給与収入額が 180 万円、社会保険料等の金額として 29 万 9,811 円と記載されているものの、この 29 万 9,811 円の内訳が不明である上、申立人は、毎月受け取っていた給与額は 40 万円前後であったが、事業主から「月額 15 万円で申告する。」と言われたとしていることから、当該源泉徴収票が実際の給与額及び社会保険料等の控除額を基に作成されたものではないと考えられる。

さらに、社会保険庁の記録及びB市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、当該事業所が全喪した平成 11 年 4 月 6 日後の同月 21 日に国民年金に加入し、申立期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、当該事業所の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、このほか、申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。